


新型コロナウイルス支援策一覧

休業要請や外出自粛も延長されることとなり、私たちの暮らしや経済活動は、ますます厳しさを増しています。この度、少しでも皆様の支援につなげるべく、現在、国・県・市が準備している支援策をまとめましたので、ご活用いただけましたら幸いです。



個人・世帯向け 暮らしを支える給付・減免による支援

このような方が対象	受けられる支援の内容	申請・問い合わせ先
令和2年4月27日時点で 福岡市の住民 である方	世帯ごとに 10万円×人数分 を給付	オンライン申請：マイナンバーカード有⇒5/1～開始 郵送申請：市から郵送される書類を返送⇒5月中旬以降 福岡市特別定額給付金相談ダイヤル 711-4301 9時～17時
DV被害を受けており、 世帯主とは別に 申請をしたい方		専用窓口で連絡の上、申請書などの必要書類を提出 ※4月30日以降の届出も可能です！ DV避難者専用ダイヤル 711-4793 9時～17時(平日)
令和2年4月分の 児童手当の支給 が されているご家庭	1万円×子どもの数 を給付 ※所得制限の限度額を超えている方は、対象外	手続きは不要ですが、6月の現況届を忘れずに！ ※コールセンター開設予定です
飲食店の デリバリーサービス を ご利用の方	1回1,000円以上の利用で 500円分のポイントか クーポンを還元 ※キャッシュレス決済のみ	本事業に登録をしている飲食デリバリー 事業者か、飲食店でご利用できます。 登録店舗は福岡市HPでご確認ください。 

対象となる税金・保険料等	内容	申請・問い合わせ先
個人市民税 固定資産税	1年間、市税の 徴収を猶予 (担保不要、延滞金なし)	申請書と「収入や現預金の状況が分かる資料」を提出 東/645-1022 博多/419-1023 中央/718-1028 南/559-5169 城南/833-4026 早良/833-4317 西/895-7014 (各区役所の納税課)
国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料(65才以上)	所得および減収幅に応じて 保険料の減免・猶予	所得金額等に応じた個別の減免内容を相談の上、実施 東/645-1103 博多/419-1119 中央/718-1125 南/559-5153 城南/833-4124 早良/833-4322 西/895-7091 (各区役所 保険年金課 収納係)
国民年金保険料	令和2年6月分までの 保険料の全部または一部の免除 ※7月分以降は、改めて申請が必要	申請書と所得の申立書を作成し郵送にて提出 (書類は、日本年金機構のHPからダウンロード可) 東/651-7967 博多/474-0012 中央/751-1232 南/552-6112 城南・早良・西/883-9962 (各年金事務所)
水道料金 下水道使用料	水道料金・下水道 使用料の 支払延長	お住まいの区の営業所に問い合わせ 東/641-4875 博多/441-1491 中央/521-6155 南/541-4131 城南/831-1311 早良/831-1221 西/882-1311 (各区の水道局営業所)
市営住宅の家賃	世帯の状況、収入の状況に応じて 家賃を減免	窓口への来所による受付、または郵送申請 ※郵送申請は、当面5月31日まで 福岡市住宅供給公社 業務課 福岡市博多区店屋町4-1 市営住宅センター2F 271-2562

支払いにお困りの方への減免

【お問い合わせの際にはご注意ください】

- ①窓口は避け、電話や郵送、オンライン申請を活用願います。
- ②5月7日時点の内容であり、変更・更新される場合があります。
- ③各種お問い合わせは、遠慮なく右の市政相談所までどうぞ！

福岡市議会・福岡市民クラブ
山田ゆみこ市政相談所

〒812-0861 福岡市博多区浦田1-19-10 TAKEビル1F
Tel:092-504-0388 Fax:092-982-4736
Mail:rikken.yamada@gmail.com



個人・世帯向け 家計が急変し、暮らしが切迫した方への支援

このような方が対象	受けられる支援の内容	申請・問い合わせ先
生活費の確保 休業や収入減により 生活資金でお悩みの方	少額の費用を貸付 貸付上限： 10万円以内 (20万円の特例あり) ※無利子、保証人不要、償還期限2年以内	①電話で受付 ↓ ②借入要件を満たす方に申込書等を郵送 ↓ ③申請書は簡易書留で郵送 社会福祉協議会 生活福祉資金受付センター 専用ダイヤル： 791-7266 9時～17時(平日) 【緊急小口資金】【総合支援資金】
失業して 収入がなくなった方	原則3月以内の生活費用を貸付 貸付上限： 月額20万円以内 (単身世帯は15万円以内) ※無利子、保証人不要、償還期限10年以内	
住宅の確保 離職・廃業・休業等で 家賃の支払い に お困りの方	家賃の全部もしくは一部を 3カ月、行政が支払う ※9カ月分への延長制度あり	必要書類を下記に郵送 福岡市生活自立支援センター 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス棟7階 0120-17-3456 【住宅確保給付金】
解雇や失業等により 社員寮等を退去したなど 住まい にお困りの方	原則6か月以内、最長1年間まで 市営住宅への入居 が可能	必要書類を持参し、下記窓口にて申込 住宅都市局住宅管理課 福岡市博多区店屋町4-1市営住宅センター2F 283-1313
既存の制度 家計が急変し 小・中学校の費用 の 支払いにお困りの家庭	学用品費や修学旅行・社会科見学費等 の支給、給食費の免除	証明書類等を持参し、在学の学校事務室にて申請 在学中の小・中学校 または 教育委員会教育支援課 711-4693 【就学援助】
あらゆる手を尽くしても 生活維持が困難 な方	生活保護として最低生活費より 収入が少ないときに、不足分を支給	保護課への相談 → 面接 → 申請手続き 東/631-2131 博多/441-2131 中央/714-2131 南/561-2131 城南/822-2131 早良/841-2131 西/881-2131 (各区保健福祉センター 保護課)
コロナの影響で、 生活が苦しくなった学生 (家計急変)	令和2年4月～令和3年3月分までの 国民年金保険料の免除 ※特例適用の期間分の保険料は10年以内に 追納することで、将来の年金への影響はありません。	学生証のコピー、申請書と所得の申立書を作成し郵送 (書類は、日本年金機構のHPからダウンロード可) 東/651-7967 博多/474-0012 中央/751-1232 南/552-6112 城南・早良・西/883-9962 (各年金事務所)
	奨学金の給付	家計急変時期から3カ月以内に大学等に相談 ※詳細は日本学生支援機構HPを確認 日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 9時～20時(平日) 
住民税非課税世帯 または 準ずる世帯の学生	授業料等の減免に加え、 奨学金を給付 (2020年4月からの新制度)	在学している大学等を通して申込み ※詳細は日本学生支援機構HPを確認 日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 9時～20時(平日) 

大学生向けの支援



事業者向け

新型コロナウイルス感染症にかかる支援策

このような方が対象	受けられる支援の内容	申請・問い合わせ先
ひと月の売上が前年比で 50%以上減少 した事業者	法人： 最大200万円 個人事業主： 最大100万円 を給付	5月1日からオンラインで受付開始 ⇒【持続化給付金】で検索 0120-115-570、03-6831-0613
ひと月の売上が前年比で 30%以上50%未満減少 した事業者	法人： 最大50万円 個人事業主： 最大25万円 を給付 ※今後さらに業績が悪化した場合は国の持続化給付金も受給可	5月2日からオンラインで受付開始 ⇒【福岡県持続化緊急支援金】で検索 0570-094-894
休業要請の対象外(理美容・ 整骨院・クリーニング 等)で売上が 30%以上減少 した事業者	法人： 15万円 個人事業主： 10万円 を給付 ※上記の給付制度と併用が可能!	福岡市支援金お問い合わせダイヤル 401-0019 9時~18時(平日) 【休業要請対象外施設への支援】
従業員に給与を支払い 休業させた事業主	支払った給与を助成 日額上限： 8,330円 (パート等非正規雇用も含む)	雇用調整助成金、学校等休業助成金・支援金相談センター 0120-60-3999 9時~21時(土日祝日含む) ※申請期限：6月30日まで
自宅で子どもをみる従業員に 有給休暇を取得させた事業主	支払った給与を助成 日額上限： 8,330円 (パート等非正規雇用も含む) ※令和2年2月27日以降の分で、学校の春休み等の期間は除外	【雇用調整助成金】 【学校等休業助成金】
学校休業や幼児の家庭保育をするために 仕事を休んだ事業主	休業補償 日額上限： 4,100円 ※令和2年2月27日以降の分で、学校の春休み等の期間は除外	※窓口相談は予約制。下記へお尋ねください 福岡労働局 助成金センター 411-4701 8時30分~17時15分(平日)
「緊急事態宣言」が出されてから、 休業要請や営業時間の短縮 に協力した事業者	家賃を助成 4月分： 最大50万円 5月分： 最大30万円 ※対象期間を5/31まで拡大(補助率80%)	福岡市支援金お問い合わせダイヤル 401-0019 9時~18時(平日) ※受付開始：5月13日 支給開始：5月18日頃 【福岡市独自の家賃支援制度】
店舗家賃の減額・免除 に協力した賃貸ビルの所有者	固定資産税の減額・免除	福岡市 財政局 課税企画課 711-4207
新たに テレワーク を導入しようとする事業者	導入にかかる経費を助成 コンサル費： 最大10万円 (補助率100%) 機器購入費： 最大40万円 (補助率50%)	福岡市テレワーク促進委員会事務局 852-3453 10時~17時(平日) ※申請期間：5月7日~5月31日
新たに テイクアウト に取り組もうとする飲食店	1店舗あたり10万円 を支援 ※割引などの特典を与えることが条件	福岡市 経済観光文化局 MICE推進課 711-4508、711-4459 10時~18時(平日) 【地域の飲食店を支えるテイクアウト支援】
文化・エンターテインメント分野 で活動するアーティストやイベント関連事業者	ウェブ配信動画の制作費用を補助 1事業者あたり：10万円 1作品につき：上限50万円	福岡市 経済観光文化局 コンテンツ振興課 080-6449-6443、080-6449-6444 10時~17時(平日) ※受付開始：6月1日 支給開始：7月上旬
新規事業 や 生産性の向上 に取り組もうとする事業者	計画書の提出を条件に 最大50万円 (補助率75%)を補助	福岡県 新事業支援課 新分野推進係 643-3449 9時~21時(平日) 【中小企業経営革新サービス開発等支援補助金】
税金 の支払いが困難な事業者	事業にかかる各種税金の減免 (法人市民税・事業所税・固定資産税・都市計画税など)	東/645-1022 博多/419-1023 中央/718-1028 南/559-5169 城南/833-4026 早良/833-4317 西/895-7014 (各区役所の納税課)
社会保険料 の支払いが困難な事業者	労働保険料 の猶予 厚生年金保険料 の猶予	福岡県 労働局 労働保険徴収課 434-9831、434-9834 日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル(事業所向け) 0570-007-123

売上補償

人件費

家賃・借地料

新たな取組み

減免・猶予



事業者向け

新型コロナウイルス感染症にかかる融資制度

① 売上の減少率で、どの融資メニューが利用可能か早見表でご確認ください。

売上減少率	民間金融機関		政府系金融機関	
	セーフティネット別枠	危機関連保証別枠	政府系金融別枠	特定業種別枠
▲5%	A・B		E	F
▲10%	A・B		E	F
▲15%	A・B	C	E	F
▲20%	A・B・D	C	E	F

※1 個人事業主の場合 ※2 興行場・旅館業・公衆浴場・理容店・美容店・クリーニング・飲食店・食肉販売業・氷雪販売業

② 利用できる融資メニューの内容・問い合わせ先を以下でご確認ください。

融資メニュー	内容	申請・問い合わせ先
A 新型コロナウイルス感染症対応資金	従来の融資枠とは別枠で、 最大3000万円(無利子・無担保) の借入が可能 ※セーフティネット4・5号、危機関連保証の認定を受けている方が対象(借換も可能!) 融資期間：10年以内(据置5年以内)、市の利子補給により実質無利子(3年経過後は1.3%、保証料率0%)	福岡市中小企業サポートセンター 441-2171 ※すでに認定証をお持ちの方は、直接融資を希望する金融機関にお尋ねください。
B 経営安定化特別資金(特例枠)セーフティネット5号	従来の融資枠とは別枠で、 最大1億円 の借入が可能 ※借入債務の 80% を信用保証協会が保証 融資期間：10年以内(据置2年以内)、利率1.3%、保証料率：0.4%	セーフティネット・危機関連保証の申請方法 ●セーフティネット5号 →窓口申請のみ 中小企業サポートセンター 441-2171 福岡商工会議所ビル4階 (博多区博多駅前2-9-28) ●セーフティネット4号・危機関連保証 →郵送申請・または融資を希望する銀行窓口にて代理申請が可能 ※代理申請の対応可否は、各銀行にお尋ねください。
C 経営安定化特別資金(特例枠)危機関連保証制度	従来の融資枠およびセーフティネット枠とは別枠で、 最大1億円 の借入が可能 ※借入債務の 100% を信用保証協会が保証 融資期間：10年以内(据置2年以内)、利率：1.3%、保証料率：0%	
D 経営安定化特別資金(特例枠)セーフティネット4号	従来の融資枠とは別枠で、 最大1億円 の借入が可能 ※借入債務の 100% を信用保証協会が保証 融資期間：10年以内(据置2年以内)、利率：1.3%、保証料率：0%	
E 新型コロナウイルス感染症特別貸付	従来の公庫融資とは別枠で、 中小企業は最大3億円、小規模事業者は最大6000万円 の借入が可能 融資期間：設備20年・運転15年(据置5年以内)、利率：1.36%(当初3年間3000万円を限度として▲0.9%)※国の利子補給により実質無利子制度あり	
F 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付	生活衛生関係事業者に限り、従来の公庫融資とは別枠で、 最大6000万円 の借入が可能 融資期間：設備20年・運転15年(据置5年以内)、利率：1.36%(当初3年間3000万円を限度として▲0.9%)※国の利子補給により実質無利子制度あり	日本政策金融公庫 国民生活事業 福岡支店： 411-9111(東区・博多区)
G 衛生環境激変特別貸付	3業種 に限り、従来の公庫融資とは別枠で、 最大1000万円(旅館業は3000万円) の借入が可能 融資期間：7年以内(据置期間2年以内)、利率：当初3年間基準利率 ※国の利子補給により実質無利子制度あり	福岡西支店： 712-4381(他5行政区)